

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路三・四・〇一六号山の手線、三・四・〇一七号青崎畝線（青崎中店線）及び三・五・八四六号海田瀬野線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成三十年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路三・四・〇一六号山の手線、三・四・〇一七号青崎畝線（青崎中店線）、三・五・八四六号海田瀬野線

二 都市計画を変更する土地の区域

府中町青崎東、海田町新町、海田町中店、海田町上市、海田町成本、海田町昭和町、海田町石原、海田町畝一丁目、海田町畝二丁目、海田町砂走

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、府中町建設部都市整備課、海田町建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成三十年十二月三日から平成三十年十二月十七日まで